

高齢者在宅サービスセンター送迎車両運行業務委託に係る一般競争入札の公告

所在地 東京都新宿区北新宿三丁目27番6号
法人名 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
代表者 理事長 小池 勇士

高齢者在宅サービスセンター送迎車両運行業務委託に係る一般競争入札について、下記のとおり実施するので公告します。

記

区分	内容
件名	高齢者在宅サービスセンター西地区送迎車両運行業務委託
公告期間	令和6年12月4日(水)～令和6年12月11日(水)
入札参加申込期間	令和6年12月4日(水)～令和6年12月11日(水) 17時まで
仕様書	本公告に添付の高齢者在宅サービスセンター送迎車両運行業務委託仕様書(別紙1)のとおり
履行場所	①北新宿高齢者在宅サービスセンター 新宿区北新宿三丁目27番6号 ②新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター 新宿区百人町三丁目30番2号 ③中落合高齢者在宅サービスセンター 新宿区中落合一丁目7番1号
契約期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
入札方法	一般競争入札 入札実施要領(別紙2)参照。
入札保証金	免除する
契約保証金	免除する
入札日	令和6年12月12日(木) 13時30分
入札に参加する業者に必要な資格	(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者。 (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有していること。 (3) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中など、指名から除外する期間中でない者であること。 (4) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないものであること。 (5) 東京都内においてデイサービス等における福祉車両等の送迎実績がある者。
入札参加申し込み方法	本公告添付の入札参加希望書(別紙3)により、下記申込先へメールにて令和6年12月11日(水)17時までに参加の意思表示をしてください。 なお、メールの件名は、「入札参加希望書」としてください。 ※PDF以外の電子データを希望する場合は、令和6年12月10日(火)17時までに下記申込先へメールにて連絡してください。
入札参加希望書等の申込先	〒169-0074 東京都新宿区北新宿三丁目27番6号 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 メール honbu@shinjuku-sj.jp 電話 03-5348-4777 担当 豊嶋

仕様書

1. 件名

高齢者在宅サービスセンター西地区送迎車両運行業務委託

2. 履行場所

北新宿高齢者在宅サービスセンター(新宿区北新宿3-27-6)

新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター(新宿区百人町3-30-2)

中落合高齢者在宅サービスセンター(新宿区中落合1-7-1)

3. 委託業務の目的

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団(以下「甲」という)が行う通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、並びに地域密着型サービスの認知症対応型通所介護事業等を実施する業務に伴い、利用者の送迎及び行事等の運行業務を行うことにより、利用者の安全性・利便性を確保し、甲の円滑な運営に資することを目的とする。

4. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

尚、日曜日及び12月30日から翌年1月3日までの期間を除く。

但し、甲の指示により変更することができる。

5. 委託業務の内容

乙は甲の用意する自動車を用いて下記の業務を行うものとする。

- (1) 管理車両の運行業務
- (2) 管理車両の洗車・点検
- (3) 燃料・エンジンオイルの給油
- (4) 管理車両の運行に必要な備品・消耗品の補充
- (5) 事故処理等の事務手続全般
- (6) 利用者の乗降介助・リフト操作
- (7) 代務管理者の手配
- (8) 車検・定期点検・修理全般の手配
- (9) 代替車両の手配
- (10) 事故発生に伴う対応及び事故処理等の事務手続全般の業務
- (11) その他特別な業務

6. 運行管理車両と台数

施設名	運行管理車両	台数
北新宿高齢者SC	パワーリフト付きワゴン車（10名定員）	3台
百人町高齢者SC	パワーリフト付きワゴン車（10名定員）	3台
中落合高齢者SC	パワーリフト付きワゴン車（10名定員）	1台

主な車両仕様：パワーリフト付き、車椅子固定装置、補助ステップ付き

7. 運行時間

施設名	運行時間
北新宿高齢者SC	8:30～11:00 / 15:30～18:30
百人町高齢者SC	8:30～11:00 / 15:30～18:00
中落合高齢者SC	8:30～11:00 / 15:00～18:00

原則上記の時間であるが、単発的な送迎及び運転をする場合がある。

8. 配置人数及び勤務時間

施設名	配置人数	勤務時間及び内訳
北新宿高齢者SC	3人	① 1名 8:00～11:00 / 15:30～18:30 ※ 上記時間の6時間勤務 ② 2名 8:00～10:30 / 16:00～18:30 ※ 上記時間の5時間勤務
百人町高齢者SC	3人	① 1名 8:00～18:00 ※ 上記時間内で7時間勤務 ② 2名 8:00～11:00 / 15:30～18:00 ※ 上記時間の5時間30分勤務
中落合高齢者SC	1人	1名 8:00～18:00 ※ 上記時間内で6時間勤務

※上記以外の時間に業務が生じた場合には、甲が乙に対して時間当たりの単価を支払うものとする。

9. 車両管理責任者及び車両管理者

- (1) 乙は業務を遂行するために自己の使用する者の中から、車両管理責任者及び車両管理者を定め、あらかじめ運転免許証の写しを添えて甲に報告すること。
- (2) 車両管理責任者は、現場における責任者として甲の指示、連絡を受け、車両管理者に対する業務の指示、指揮監督を行うものとする。
- (3) 車両管理者は、車両管理責任者の指示、指揮命令に基づき業務を実施する。

(4) 乙は車両管理責任者及び車両管理者の月間配置表（勤務表）を前月 25 日までに甲に提出するものとする。

1 0. 基本走行距離

一ヶ月あたり約 7 5 0 Km （1 台あたり）

1 1. 注意事項

施設における車輛運行にあたっては、高齢者施設の福祉の増進を目的とした通所介護事業の趣旨を十分理解し、施設利用者に対して、施設において実施する日常の送迎及び行事などの運行業務を行う。

1 2. 運行方法

- (1) 乙は送迎のコースを、施設利用者の居住地を勘案して甲と協議の上決定するものとする。送迎にあたっては、指定乗降場所を運行予定時刻に通過するよう留意すること。
- (2) 甲の臨時的な事業の場合は、甲と乙において事前協議を行うものとする。

1 3. 厳守事項

- (1) 乙は法令等を遵守し、十分な安全性を確保して車両を運行させること。
- (2) 乙は車両の運行に際して、この契約目的及び業務内容等を熟知した者を従事させること。また、心身ともに健康な者をあて、業務に支障のないよう的確に配置する。健康管理には十分留意すること。
- (3) 乙は善良な管理者の注意義務をもって車両の管理・保管にあたり、管理車両を管理業務以外の目的に使ってはならない。
- (4) 車両の管理は、運行前点検から運行後点検まで万全に行うとともに、車両を清潔に保つこと。
- (5) 管理車両が点検・修理を要すると認めるとき、または運行中救護を必要とするときは、乙はすみやかにその旨を甲に報告し、適切な処置を講じなければならない。
- (6) 乙は運行中に管理車両から離れてはならない。但し、やむを得ず離れる場合には、盗難・損傷防止のための処置を講じること。
- (7) 乙は委託業務遂行中の事故には、的確な判断に基づき、速やかに対応し、顛末を甲に報告すること。
- (8) 乙は運行中に利用者の発病・発作・負傷等が発生した場合には救急処置を講じ、甲に連絡し、その指示に従うこと。
- (9) 乙は、運行前に運転者の体調確認及びアルコール反応確認を行う。管理表に記載し、月に 1 回書面にて甲に報告すること。
- (10) 乙は委託業務遂行中に乙の責に帰すべき理由により、甲及び第三者に損害を与えた場合には、その損害賠償の責任を負う。

- (1 1) 乙は予定していた者が急病等により業務することが不可能になった場合には、代替えの者を手配すること。代替えの者が手配できなかった場合には、その損害額を負担すること。
- (1 2) 指定管理者制度導入施設に従事する職員の最低賃金額は、新宿区公契約条例に基づき、区が定める労働報酬下限額を遵守するものとする。

1 4. 無償使用物件等

(1) 業務の完全な履行を容易にするため、甲は乙に次の施設の無償使用を認める。

① 従事者等控え室

- (2) 従事者が敷地内で休憩等の勤務外の時間を過ごす場合、甲の指定する従事者控え室を使用することとする。
- (3) 従事者等控え室は他委託事業者と共同で使用する。
- (4) 乙は、甲から無償使用を認められている各室の室内取り締まり及び火気取り締まりを行い、常に良好な状態を維持すること。
- (5) 乙は、甲から無償使用を認められている各室を本業務の委託期間が満了したときは、速やかに原状回復し、甲に返還する。ただし、本業務を引き続き行う契約をしたときはこの限りでない。

1 5. 報告書の提出

乙は甲に委託業務にかかわる事項を車両ごとに運転日報（様式 1）を運行日ごとに提出すること。また、その他甲の指示により、その内容に適切な各報告書を提出すること。

1 6. 支払方法

契約代金は月回数の分割払いとし、甲は運行実施月の実績を確認後、乙の請求を受けた日から 30 日以内に乙の指定金融機関の口座に振り込むものとする。

1 7. 個人情報管理

乙は運行管理対象者の個人情報の取扱に関しては、運行上必要最低限の人数のみ閲覧可とし、複製など外部への漏洩がないよう、厳重に管理すること。

1 8. 甲乙の費用負担区分

甲	乙
<ul style="list-style-type: none"> • 燃料費 • 油脂類等消耗品代 （エンジンオイル、バッテリー液、クーラメント補充液、ワックス、ブレーキオイ、ミッションオイル、パワーステアリング 	<ul style="list-style-type: none"> • 乗務員の人件費 • 自動車保険料 • 賠償責任保険料 • 携帯電話購入費、使用料

<p>オイル、ファンベルト、ワイパーブレード等)</p> <p>• 備品代 (ジャッキ、スペアタイヤ、タイヤチェーン、工具等)</p>	
---	--

19. 自動車保険の加入

(1) 乙は以下の内容の保険に加入すること。

自動車保険	対人賠償	無制限
	対物賠償	無制限
	人身保険	1名につき 3,000 万円
	搭乗者傷害	1名につき 2,000 万円

賠償責任保険 (車両乗務員が施設内で利用者に怪我を負わせるなど、自動車事故以外での損害を賠償するための保険)

対人・対物賠償共通	1 事故につき 1 億円
管理財物賠償	1 事故につき 100 万円
うち管理現金盗難賠償	1 事故につき 10 万円
初期対応費用	1 事故につき 500 万円
うち見舞金・見舞品	1 事故につき 10 万円

(2) 自動車保険・賠償責任保険の加入に関する費用は乙の負担とする。

(3) 車両保険については、次の①又は②のどちらかによることとする。

① 乙は、車両価格相当額の車両保険に加入する。

② 乙は、車両保険に加入しなくてもよい。原則として、乙が加入している自動車保険・賠償責任保険を適応し処理することができる。ただし、乙の責任により発生した事故による車両の損傷に関しては、乙の負担により現状回復するものとする。

(4) また、甲の職員及び甲の定めたものが管理車両運転の際に起こした事故損害に関しては、原則として、乙が加入している自動車保険・賠償責任保険を適応し処理することができる。但し、上記内容の事故損害に関しては、甲は 1 事故当たり 10 万円を負担するものとする。

20. その他

業務実施上、本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度甲乙が協議して取り決めるものとする。

令和6年12月3日

入札実施要領

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
理事長 小池 勇士

下記の要領に基づいて入札に参加してください。

記

- 1 発注者 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 理事長 小池 勇士
- 2 件名 高齢者在宅サービスセンター西地区送迎車両運行業務委託
- 3 開札日時 令和6年12月12日(木) 13時30分
- 4 開札場所 東京都新宿区北新宿三丁目27番6号
北新宿特別養護老人ホームかしわ苑 地下会議室
- 5 契約期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
- 6 入札方法 総価による(消費税込み)
入札書(別紙4)を封筒に入れ封印の上、持参すること。※電子入札ではありません。
※入札書には法人代表者又は契約締結権者の押印をすること。
※入札書のPDF以外の電子データを希望する場合は下記連絡先まで
メールで連絡してください。(12月10日(火)17時まで)
- 7 落札条件 (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(2) 1回目の入札で予定価格以下の入札価格がないときは、最低価格の入札書を
投函した応募者と交渉します。交渉が不成立の場合、不調とします。
(3) 予定価格と同額または下回る最低入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。
- 8 契約等 当法人と落札者は、契約書を作成し契約締結をする。
- 9 質疑応答 電話又はメールで行うものとし、社名・担当者名を明らかにすること。
質疑応答は入札参加申込期間内とする。
- 10 連絡先 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 担当 豊嶋
電話 03-5348-4777
メール honbu@shinjuku-sj.jp

入札参加希望書

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 殿

令和 年 月 日

社名	
所在地	
代表者	
担当者	部署 職氏名 電話番号 FAX番号
希望する入札	件名 高齢者在宅サービスセンター西地区送迎車両運行業務委託

